第２号様式

中央ゾーン等利用承諾（変更承諾）書

　鹿児島県知事　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は，下記の条件のもとに中央ゾーン等を利用することを双方とも承諾する。

記

１　利用承諾面積（変更承諾面積）

２　利用承諾期間（変更承諾期間）

３　利用の目的

　　乙は，　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　の目的のために中央ゾーン等を利用する。

４　利用料（変更承諾利用料）

５　利用料の支払方法

　　乙は，別に発する納入通知書により利用料を支払わなければならない。

６　乙は，別に発する納入通知書の納入期限までに利用料を納入しない場合には，納入期限の翌日から納入した日までの期間について　　　パーセントの割合により算定した遅延利息を，甲に支払わなければならない。

７　乙が，利用料及び遅延利息を納入すべき場合において，納入された金額が利用料及び延滞利息の合計額に満たないときは，まず延滞利息から充当する。

８　甲は，本承諾書が無効になった場合又は乙が承諾箇所を利用できなかった場合において，未利用期間につき，日割により算出した利用料を返還する。

９　乙は，本承諾書に記名，押印後，利用物件について数量の不足その他のかくれたかしを発見した場合でも，利用料の減免及び損害賠償等の請求をすることができない。

10　乙は，甲の承諾を得ないで承諾箇所を第三者に転貸し，又は乙が設置した工作物等に使用又は収益を目的とする権利を設定し，若しくは承諾箇所の賃借権を第三者に譲渡してはならない。

11　甲は，次の各号の一に該当する事由が生じたときは，乙に対しその業務又は資産の状況に関して質問し，実地に調査し，又は参考となるべき資料その他の報告を求めることができる。この場合において，乙は，調査を拒み，妨げ，又は怠ってはならない。

　（１）　利用料の納入がないとき。

　（２）　その他甲が必要と認めるとき。

12　乙は，第３項又は第10項に定める義務に違反した場合において，甲が請求したときは，甲に対し，第４項に定める利用料の３割に該当する金額を違約金として支払わなければならない。

　　なお，この違約金は違約罰であって，損害賠償額の予定額の予定又はその一部と解釈しない。

13　乙は，善良な管理者の注意をもって承諾箇所の管理の任に当たらなければならない。

14　承諾箇所が天災その他の事由によって損壊し，第三者に損害を与えた場合で，乙の責めに帰すべきときにおいて，甲が乙に代わってその賠償の責めを果たしたときは，甲は，乙に求償することができる。

15　乙は，利用の目的以外の用途に使用できない。

16　乙は，承諾箇所の原状を変更してはならない。

17　乙が設置した工作物等については，承諾期間内に撤去するものとする。

18　乙は，承諾箇所を故意又は過失により荒廃させ，又は損傷し，その他承諾条件に違反したため，甲が原状回復又は損害の賠償を請求したときは，その請求により指定する日までに原状回復し，又は損害を賠償しなければならない。

19　次の一に該当するときは，甲は何らの手続きを要しないでこの承諾書を無効とすることができる。

　（１）　公用若しくは公共用に供するため緊急に必要が生じたとき。

　（２）　甲が，乙において承諾条件の一に違反する行為があると認めるとき。

20　利用期間の満了又はこの承諾書が無効となったため乙又は第三者に損害を生じても甲はなんらの責めにも任じない。

　　なお，第三者の損害については，乙の責めにおいて処理すること。

21　この承諾により，乙又は第三者が支出した有益費及び必要費その他費用があってもこれを甲に請求できない。

22　乙は承諾箇所を利用するに当たり，十分な安全対策を講じるものとする。安全対策が不十分のため，乙又は第三者に損害を生じても甲はなんらの責めにも任じない。

　　なお，第三者の損害については，乙の責めにおいて処理すること。

23　甲は，乙が本承諾書に定める義務を履行しないため損害を受けたときは，その損害の賠償を請求することができる。

24　本承諾書の締結及び履行に関して必要な一切の費用は，すべて乙の負担とする。

25　この承諾条件に疑義を生じ又はこの承諾条件にない事項で必要が生じたときは，鹿児島県の関係条例及び規則等によるほか甲乙両者協議して定めるものとする。

26　本承諾書に関する訴えの管轄は，鹿児島県庁の所在地を管轄区域とする鹿児島地方裁判所とする。

　　上記の承諾条件を証するため，承諾書２通を作成し，甲乙記名押印して各自その１通を保有する。

　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　甲　　住所　　鹿児島市鴨池新町10番１号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　鹿児島県知事

　　　　　　　　　　　　　　　　乙　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印